

国の計画の基本的考え方について

京都議定書の特色

京都議定書の義務

- ・ 2008年～2012年までの5年間（第1約束期間）に温室効果ガスを基準年比で94%とする（6%削減する）こと。

京都議定書により我が国が負う義務の特色

- ・ 義務を負うのが将来の期間（第1約束期間）。京都議定書締結の国会承認を求める2002年時点で、将来の期間（第1約束期間）における温室効果ガスの6%削減を確実に達成できることが担保されていることが必要。
- ・ 義務の達成手段が各国の裁量に委ねられている。京都議定書の目標を達成するための具体的な手法は各国の裁量。

計画的取組の必要性

京都議定書の義務を達成できることを明確に示す。

- ⇒ 京都議定書の目標を達成するための具体的な道筋を明らかにする必要。

京都議定書の目標達成のための具体的手法は各国に委ねられている。

- ⇒ ガス別・部門別の必要な削減量内訳、個々の対策についての我が国全体における導入目標量・削減見込み量、対策を推進するための国・地方公共団体の施策の工程表等を盛り込み、京都議定書の目標達成に向けた国内対策の全容を定める。

義務を負うのが将来の期間である。

- ⇒ 社会状況等の変化にも対応し、京都議定書の目標達成を確実なものとするためには、計画の進捗状況及びその効果について、定期的に評価・検証を行い、十分でない場合の対策の見直しを行うための仕組みを設け、手続的な担保を行うことが必要。

計画の目的

京都議定書の目標を達成するために講ずべき各主体の対策及び対策を促進する国等の施策の全体像を明らかにし、目標達成に向けた費用対効果の高い対策を計画的、円滑に実施していくことを目的とする。

併せて、議定書の第1約束期間後も見通した長期的な温暖化対策についても、その方向を示す。

計画の内容

ガス別・部門別の必要な削減量内訳

事業者・国民別の対策メニューと我が国全体での導入目標量・排出削減見込み量（個別の企業、業界団体等ごとの対策を記載するものではない。）事業者としての国・地方公共団体を含む。

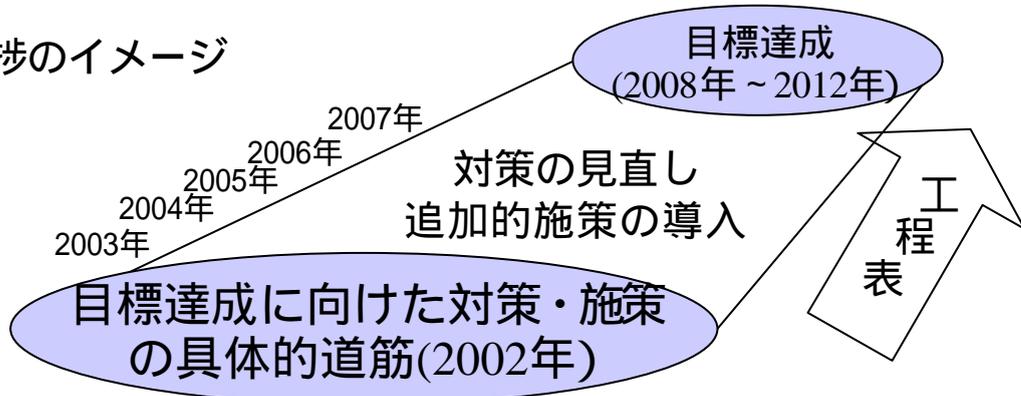
（例）高効率 装置：全国普及目標 %：排出削減見込み量 万トン）

事業者・国民による対策の導入促進のための、国・地方公共団体の施策

国・地方公共団体の施策の導入時期を可能な限り明らかにした工程表

計画の検証・見直し方法の概略

計画進捗のイメージ



計画の検証・見直し

目標の確実な達成に向けて、進捗状況を毎年定量的に評価し、必要に応じ対策導入量、国等の施策等を見直すとともに、2005年（注1）及び2007年（注2）までの実績について総点検を行い、目標を確実に達成するために必要かつ十分な対策・施策を拡充・強化するために計画の改定を行う。

注1：京都議定書第3条第2項において、「締約国は2005年までに議定書に基づく約束の達成に当たって、明らかな進捗を実現していなければならない。」とされている。

注2：第1約束期間の開始年の前年。

計画の検証・見直しのイメージ

